

介護予防支援費

※請求した介護給付費について、点検結果にチェックをしてください。

点検項目	点検結果		
点検事項	請求実績有		請求 実績無
	満たす	満たさない	
1. 介護予防支援費（Ⅰ）	1月につき442単位		
地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「基準」という。）第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している場合に、所定単位数を算定する。	☐	☐	☐
2. 介護予防支援費（Ⅱ）	1月につき472単位		
指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が、利用者に対して指定介護予防支援を行い、かつ、月の末日において基準第13条第1項の規定に基づき、同項に規定する文書を提出している場合に、所定単位数を算定する。	☐	☐	☐
3. 高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算		
虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合に減算する。 (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 ※基準を満たさない事実が生じた場合、速やかに改善計画を市町村長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市町村長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。	☐	☐	☐

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
4. 業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算			
以下の基準に適合していない場合に減算する。 (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。 (2) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。 ※基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。	☐	☐	☐	
5. 特別地域介護予防支援加算	1回につき所定単位数の100分の15を加算 ※介護予防支援費(Ⅱ)を算定する場合に限る			
厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所の介護支援専門員が指定介護予防支援を行っていること。 【厚生労働大臣の定める地域 平24告120】 ① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ② 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	☐	☐	☐	
6. 中山間地域等における小規模事業所加算	1回につき所定単位数の100の10を加算 ※介護予防支援費(Ⅱ)を算定する場合に限る			
(1) 厚生労働大臣が定める地域に所在する事業所の介護支援専門員が指定介護予防支援を行っていること。 【厚生労働大臣が定める地域 平21告83・一】 ① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ② 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免)	☐	☐	☐	

点検項目	点検結果		
点検事項	請求実績有		請求実績無
	満たす	満たさない	
(2) 1月当たり実利用者数が20人以下の指定介護予防支援事業所であること。 ※実利用者数とは前年度(3月を除く。)の1月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月日以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに第1の5の届出を提出しなければならない。	☐	☐	☐
7. 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 1回につき所定単位数の100の5を加算 ※介護予防支援費(Ⅱ)を算定する場合に限る			
(1) 事業所の介護支援専門員が、厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えて指定介護予防支援を行っていること。 【厚生労働大臣の定める地域 平21告83・二】 ① 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地 ⇒ 喜入、松元、郡山の一部地域及び東桜島地区(喜入瀬々串、喜入生見、喜入一倉、入佐、直木、有屋田、東俣、黒神、高免) ② 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域 ⇒ 喜入、松元、郡山、桜島及び東桜島地区(野尻・持木・東桜島・古里・有村・黒神・高免) ③ 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域 ⇒ 桜島町新島	☐	☐	☐
(2) 通常の実施地域に、上記の厚生労働大臣の定める地域が含まれていないこと。	☐	☐	☐

点検項目	点検結果			
点検事項	請求実績有		請求 実績無	
	満たす	満たさない		
8. 初回加算	1月につき300単位を加算			
新規に介護予防サービス計画を作成していること。	☐	☐	☐	
9. 委託連携加算	利用者1人につき1回を限度として300単位を加算			
指定介護予防支援事業所（地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者の当該指定に係る事業所に限る。）が利用者に提供する指定介護予防支援を指定居宅介護支援事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該事業所に提供し、当該事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力していること。 ※当該委託を開始した日の属する月に限り算定	☐	☐	☐	